

令和5年度の福井県における高齢者虐待の状況 (令和5年4月～令和6年3月)

1 高齢者虐待の相談・通報件数と虐待の事実が認められた事例の件数

	施設従事者	養護者
市町等への相談・通報件数	13	266
高齢者虐待の事実が認められた事例の件数	4	117
被虐待者数	5	118

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

①虐待があった施設・事業者サービス種別

	件数
特別養護老人ホーム	2
認知症対応型共同生活介護	1
(介護付き)有料老人ホーム	1
計	4

④被虐待高齢者の年齢

	人数
65～69歳	0
70～74歳	0
75～79歳	0
80～84歳	2
85～89歳	2
90～94歳	0
95歳以上	1
計	5

②虐待の種別（重複あり）

	人数
身体的虐待	2
介護等放棄	0
心理的虐待	4
性的虐待	0
経済的虐待	0
計	6

⑤虐待を行った従事者の職種

	人数
介護職	3
看護職	0
管理職	0
その他	0
計	3

③被虐待高齢者の性別

	人数
男性	1
女性	4
計	5

⑥虐待があった施設等に対する対応（重複あり）

	件数
施設等に対する指導	4
改善計画提出依頼	6
従事者等への注意・指導	1

3 養護者による高齢者虐待の状況

①虐待の種別・類型（重複あり）

	件数
身体的虐待	81
介護等放棄	20
心理的虐待	52
性的虐待	0
経済的虐待	13
計	166

②被虐待高齢者の性別

	人数
男性	19
女性	99
計	118

③被虐待高齢者の年齢

	人数
65～69歳	4
70～74歳	18
75～79歳	18
80～84歳	33
85～89歳	22
90歳以上	23
計	118

④被虐待高齢者からみた虐待者の続柄（重複あり）

	人数
夫	40
妻	4
息子	45
娘	17
息子の配偶者(嫁)	7
娘の配偶者(婿)	2
兄弟姉妹	2
孫	6
その他	4
計	127

⑤被虐待者の介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

	人数
自立度Ⅱ以上	75
その他	12
計	87

養介護施設従事者等 ...老人福祉法や介護保険法に規定される老人福祉施設や居宅サービス事業に従事する者

養護者 ...高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

<虐待の種別>

身体的虐待 ...高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

ex.平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させるなど

介護等放棄 ...高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること

ex.入浴しておらず異臭がする、水分や食事を十分に与えないなど

心理的虐待 ...高齢者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

ex.怒鳴る、ののしる、悪口、侮辱をこめて子供のように扱う、意図的に無視するなど

性的虐待 ...高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為を強要すること

経済的虐待 ...養護者または高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、令和5年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査対象】

全国1,741市町村（特別区を含む。）及び47都道府県。

【令和5年度調査方法】

令和5年度中に新たに相談・通報があった事例や令和4年度中に相談・通報があったもののうち、令和5年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等について Excel ファイルの調査票を上記自治体へ配布し、回答を得たもの。

【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているので、内訳の合計が100％に合わない場合がある。

【調査結果概要】

1. 高齢者虐待判断件数等

（【 】内は添付資料：調査結果のページ番号）

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが令和5年度で1,123件であり、前年度より267件（31.2％）増加したのに対し、養護者（※2）によるものは17,100件であり、前年度より431件（2.6％）増加した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが3,441件であり、前年度より646件（23.1％）増加したのに対し、養護者によるものは40,386件であり、前年度より2,095件（5.5％）増加した。虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合の推移をみると、養介護施設従事者等による虐待件数の割合は増加傾向にあり、養護者による虐待件数の割合は減少傾向にある。表1、図1～図3【2～6P、12～14P】

表1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和4年度対比）

	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）
令和5年度	1,123件	3,441件	17,100件	40,386件
令和4年度	856件	2,795件	16,669件	38,291件
増減（増減率）	267件（31.2％）	646件（23.1％）	431件（2.6％）	2,095件（5.5％）

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移

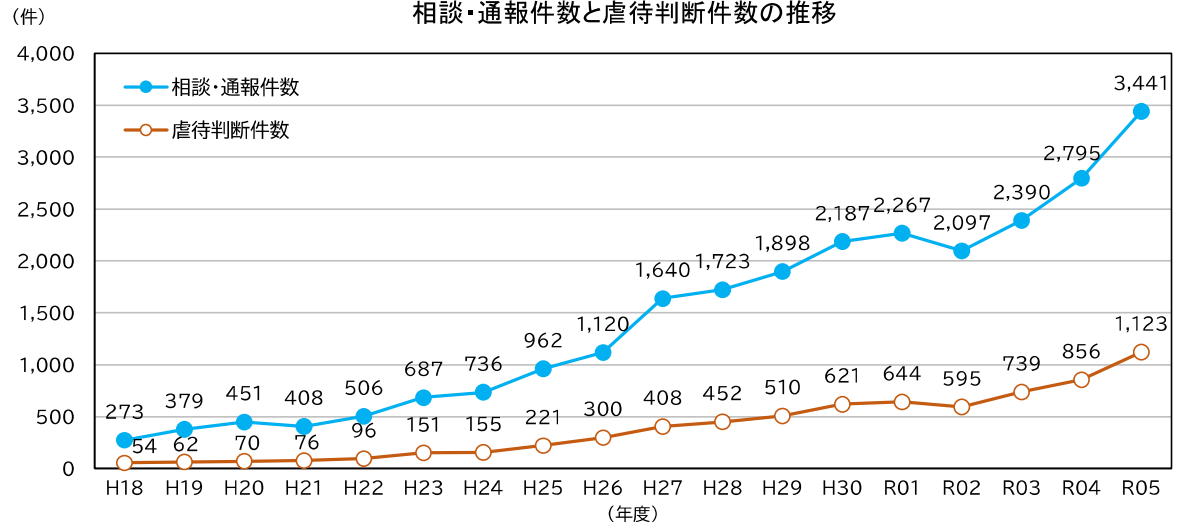


図2 養護者による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移

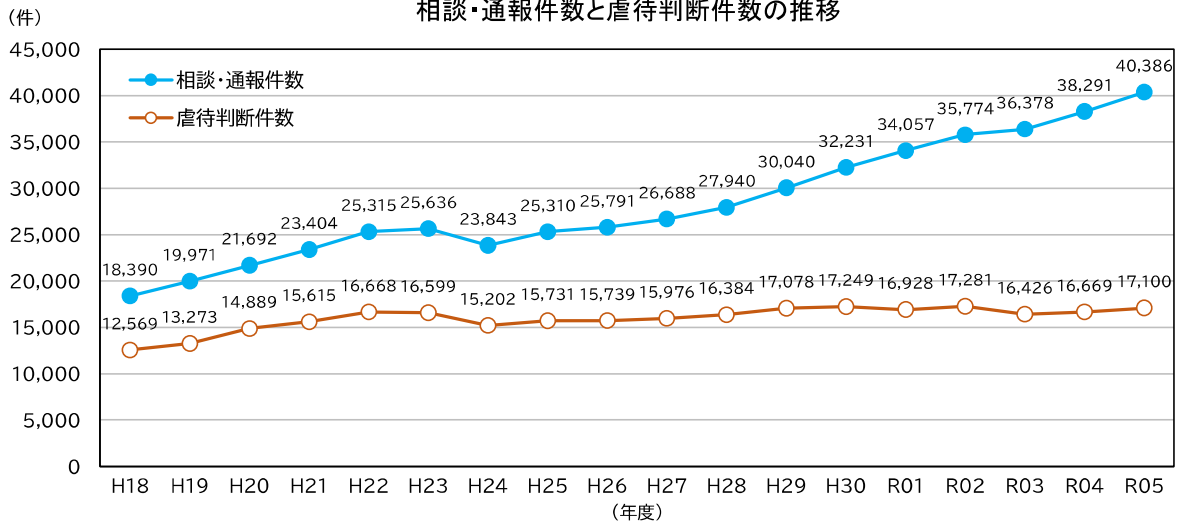
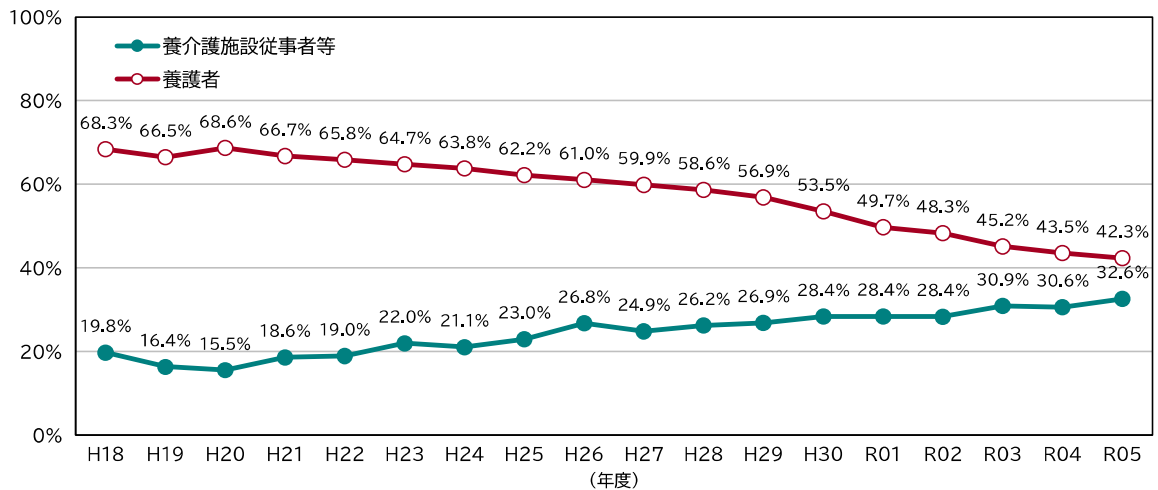


図3 虐待の相談・通報件数に占める
虐待判断件数割合の推移



老高発 1227 第 1 号
老認発 1227 第 1 号
老老発 1227 第 1 号
令和 6 年 12 月 27 日

別記団体の長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)
老人保健課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化
のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本日公表する令和 5 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえ、今後、貴会と連携しつつ、高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底を図り、高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めて参りたいと考えております。
つきましては、下記のとおり速やかに貴会会員への周知を図っていただくとともに、下記 1 の調査結果のポイントの内容も踏まえ、貴会による高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底に向けた啓発活動の実施に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査結果のポイント

令和 5 年度の高齢者虐待防止法に基づく調査の分析結果によって明らかとなった実態は次のとおり。

- ・養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合が増加したこと。
- ・虐待の再発件数が増加していること。

- ・虐待判断件数が増加した要因については、適正な手続きを経ていない身体的拘束を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄が増加したことや、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護で件数が増加したこと等が考えられること。
- ・被虐待者数でみると、入所者・入居者に対する金銭の寄付・贈与の強要等の経済的虐待の増加が顕著だったが、前年度と比べ 1 件当たりの被虐待者が多い事案が多くあったためと考えられること。また、特別養護老人ホームでは経済的虐待と心理的虐待が、有料老人ホームでは適正な手続きを経ていない身体的拘束等や経済的虐待が増加していること。
- ・虐待の要因として、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」や、「職員のストレス・感情コントロール」、「職員の倫理観・理念の欠如」が多いこと。

2. 調査結果を踏まえ周知及び啓発を行っていただきたい内容

(1) 令和 6 年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置及び身体的拘束等の適正化のための措置等の実施の徹底について

令和 6 年度介護報酬改定において決定された高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置は以下のとおりであり、その実施の徹底を図ること。

- ・ 令和 6 年 4 月 1 日から、全ての介護サービス事業者を対象として高齢者虐待防止措置（委員会の定期的な開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くこと）の実施が義務づけられており、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合には、基本報酬が減算*されること

* 委員会の開催及び研修の未実施にかかる基本報酬の減算の適用は、基本的には、令和 7 年 4 月 1 日からとなる。

- ・ 令和 6 年 4 月 1 日から、訪問・通所系介護サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録が義務づけられていること
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日から、短期入所・多機能系介護サービスに対し、現在 1 年間の経過措置が設けられている身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）が義務となり、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬が減算されること

なお、施設系・居住系の介護サービスについては、既に身体的拘束等の適正化のための措置の未実施の場合の減算が適用されているところであるが、改めて措置の実施の徹底を図ること。また、有料老人ホームについては、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に規定された内容を遵守すること。

(2) 令和 5 年度調査結果において明らかとなった実態を踏まえた高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の実施について

上記（１）の高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置として設置することとされている委員会において、経済的虐待を防止する観点からの入所者・入居者の預り金等の適切な金銭管理の方針・方法等や、身体的拘束等の適正化についての具体策の検討を行うこと。その際、以下の通知や（３）に示す資料を参照すること。

- ・「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知、最終改正令和6年老高発0315第1号、老認発0315第1号、老老発0315第1号）
- ・「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（令和3年4月1日老発0401第14号厚生労働省老健局長通知）

また、高齢者虐待防止措置として開催することとされている研修のカリキュラムの内容に、高齢者虐待防止の基礎的な事項に加え、ストレスマネジメントやアンガーマネジメントについての内容を含めること。委員会の運営方法や指針の内容、研修の内容等については、下記資料を参考とすること。

- ・認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」令和4年3月版。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>)

（３）「高齢者虐待対応マニュアル」*¹の改定について（予定）

年度内に自治体向けの「高齢者虐待対応マニュアル」を改訂し、虐待対応におけるQ&Aの充実、研修等に活用できる資料を作成するとともに、昨年度の老健事業で作成した*²施設・事業所向けの「介護施設・事業所等で働く方々の身体拘束廃止・防止の手引き」を「高齢者虐待対応マニュアル」別冊として再構築を行い、年度末に厚生労働省のホームページ*³にて公表予定であること。

*¹ 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（令和5年3月厚生労働省老健局）

*² 令和5年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等で働く方々の身体拘束廃止・防止の手引き」株式会社日本総合研究所、公益社団法人全日本病院協会、令和6年3月。

*³ 厚生労働省ホームページ「高齢者虐待防止」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html)

別記

「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」

別記団体一覧

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
公益社団法人 全国老人保健施設協議会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
一般社団法人 全国介護付きホーム協会
一般社団法人 高齢者住宅協会
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会
特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
一般社団法人 全国介護事業者連盟
一般社団法人 シルバーサービス振興会
一般社団法人 日本在宅介護協会
一般社団法人 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
社会福祉法人 全国社会福祉協議会地域福祉委員会
一般財団法人 長寿社会開発センター
公益社団法人 日本介護福祉士会
日本介護クラフトユニオン（NCCU）
民間介護事業推進委員会
公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
← 厚生労働省 老健局 総務課介護保険指導室

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険施設等の指導監督について（通知）
の送付について

計42枚（本紙を除く）

Vol.1061

令和4年3月31日

厚生労働省老健局

総務課介護保険指導室

貴関係諸団体に速やかに送信いただき
よろしくお願ひいたします。

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線395）
FAX：03-3592-1281

介護保険施設等指導指針 新旧対照表抜粋

新	旧
第6 監査への変更 運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。 1 都道府県知事及び市町村長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合 2 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合 3 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合 4 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合	第6 監査への変更 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。 （1）著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合 （2）報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合
第7 指導にあたっての留意点 指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特に次の事項に留意するものとする。 1 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。	（新設）

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
← 厚生労働省 老健局 総務課介護保険指導室

介護保険最新情報

今回の内容

「介護保険施設等の指導監督について（通知）」の一部改正について

計40枚（本紙を除く）

Vol.1231

令和6年3月26日

厚生労働省老健局

総務課介護保険指導室

貴関係諸団体に速やかに送信いただき
よろしくお願ひいたします。

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線39）
FAX：03-3592-1281

介護保険施設等監査指針

新	旧
第6 監査への変更 運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。 1 都道府県知事及び市町村長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合 2 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合 3 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合 4 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合	第6 監査への変更 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。 （1）著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合 （2）報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合
第7 指導にあたっての留意点 指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特に次の事項に留意するものとする。 1 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。	（新設）

都道府県知事
各 殿
市（区）町村長

厚生労働省老健局長
（公 印 省 略）

「介護保険施設等に対する監査マニュアル」について（通知）

介護保険施設等において不正請求などの不正が認められる場合や疑いがある場合には、指定権者は監査権限を行使したうえで事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置の検討を行い、法律に則った手続に従って行政処分を行うまでの一連の事務を関係機関と連携を行いつつ迅速に行うことが重要です。

このため、令和 4 年度老人保健健康増進等事業「指定介護サービス事業所等に対する「監査マニュアル（仮称）」の策定に関する調査研究事業」においてとりまとめられた「監査マニュアル（仮称・案）」について、監査実績が少ない自治体の職員も含めて活用いただけるよう、この度、全国的に監査の内容を平準化し監査業務の迅速化に向けて留意すべき事項について加筆し「介護保険施設等に対する監査マニュアル」として策定しました。

また、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」においても、「介護保険法に基づく徴収金（22 条 3 項）の徴収の実効性を高めるための方策については、監査の効率化及び迅速化の観点も含めて検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされたところです。

各都道府県等において監査事務に対応する場合は、本マニュアルを活用いただくとともに、不正請求事案への対応は指定権者と保険者の情報共有が重要であり、また、高齢者虐待事案など人格尊重義務違反への対応は高齢者虐待防止担当部局と連携を図り監査を実施する必要があることから、関係する部局に併せて周知いただきますようお願いいたします。

介護保険施設等に対する 監査マニュアル

3.3.2. 人格尊重義務違反に関する介護保険法に基づく指導監督の考え方

介護保険法における介護保険施設等による利用者の人格尊重の義務は、全てのサービスに規定されています。つまり、人格尊重義務は、実際に虐待を行った従業者等ではなく、施設開設者・事業者課されているということです。

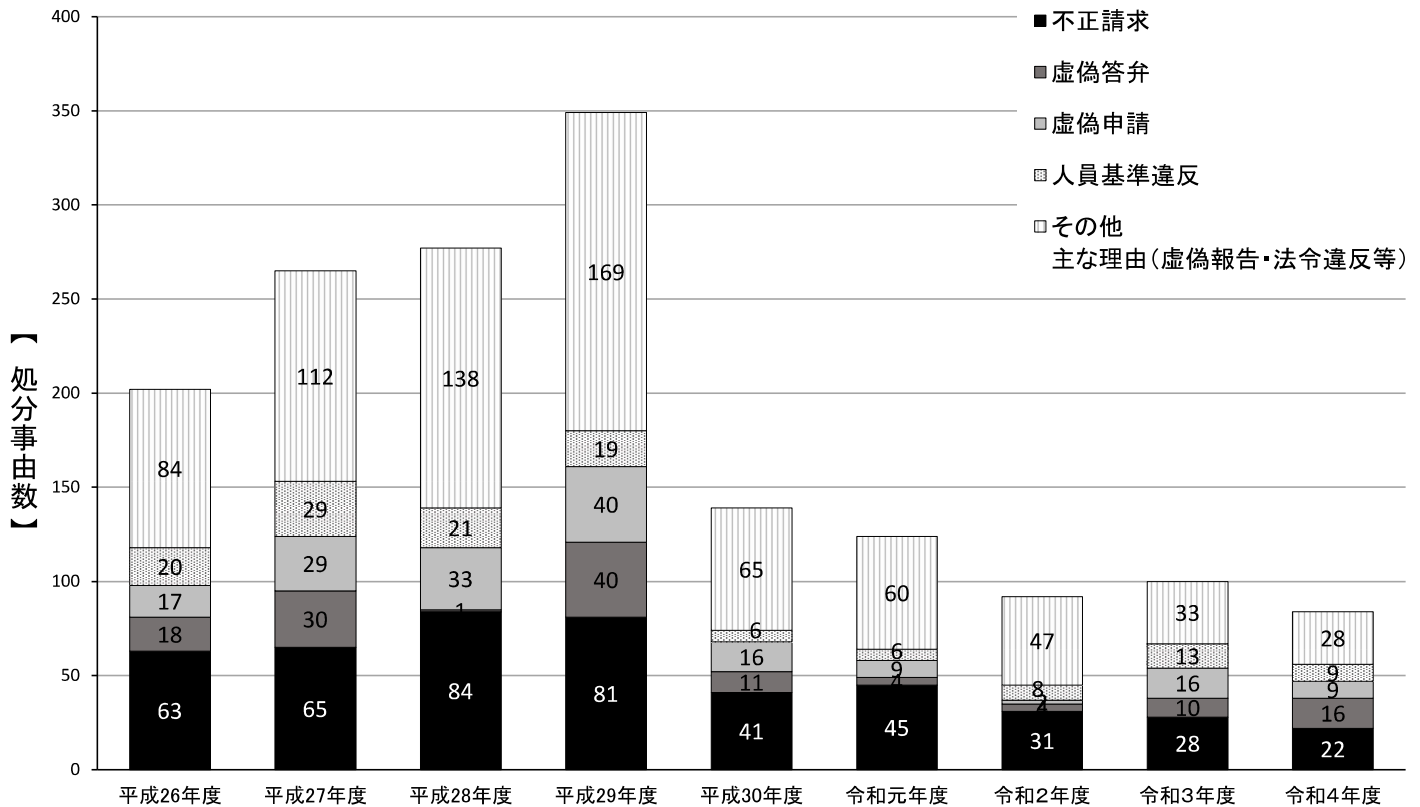
このことから、虐待防止法に基づく通報や介護保険法に基づく権限による運営指導等により高齢者虐待の事案（疑いを含む）があれば、介護保険法に基づく監査（立入検査等）を行い、事実関係の確認を行う必要があります。

したがって、高齢者虐待の担当部局のある市町村と介護保険施設等の指定権者が同一自治体である場合は、当該自治体内での担当部署同士の連携が必要となり、事案が生じた場合は協働して対応方針を決定します。

これに対し、高齢者虐待の担当部局のある市町村と介護保険施設等の指定権者が異なる場合においては、両方の自治体間にて迅速に情報共有を行い（虐待防止法第 22 条）、虐待防止法に基づき得られた情報を踏まえ、適宜協議等連携を行い、介護保険法に基づく監査（緊急時は老人福祉法第 11 条に基づく高齢者の保護（措置）も含む）を同時又は協働で実施することを検討する必要があります。

6. 指定取消件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和4年度)

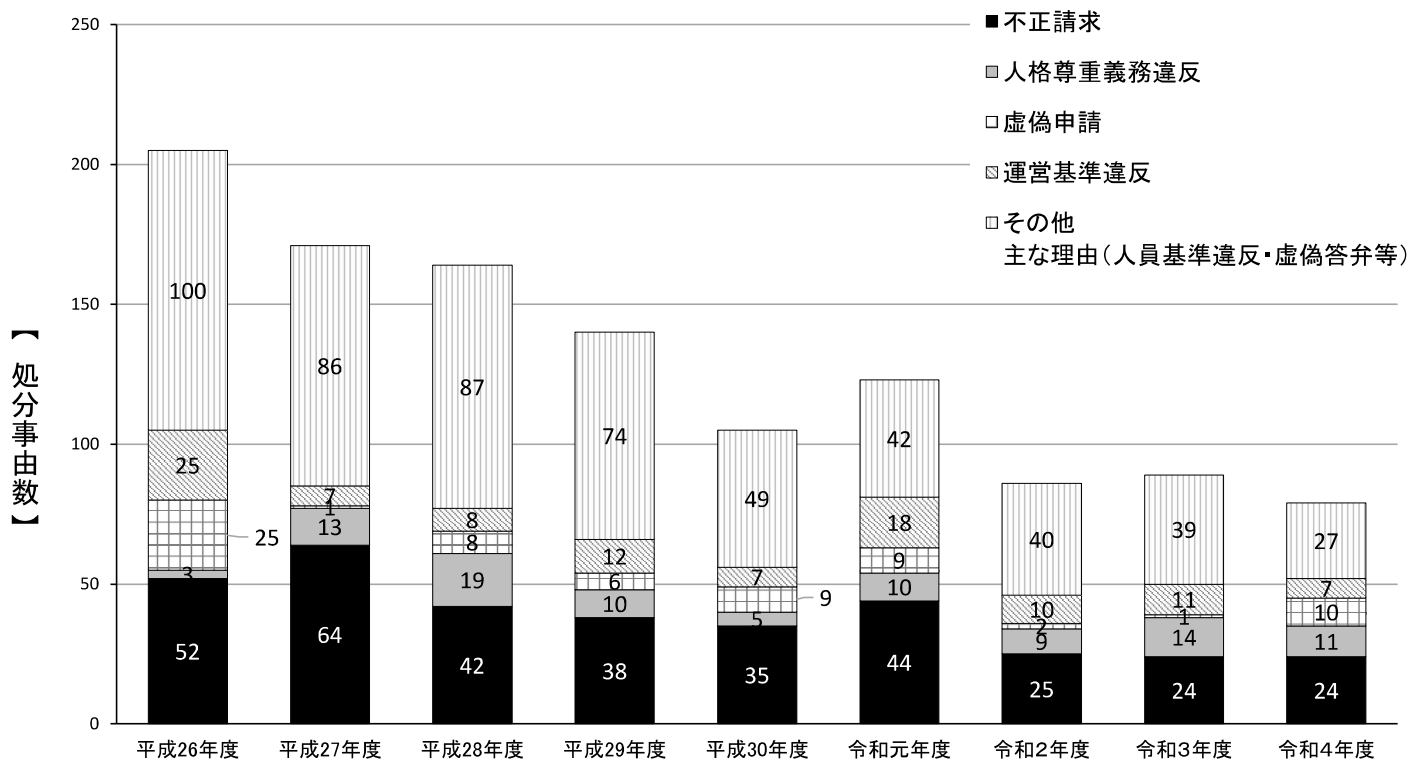
(図6)



注：1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。

7. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】 (平成26年度～令和4年度)

(図7)



注：1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。
 5) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した件数である。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
	○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】 ○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。
単位数	
< 現行 > なし	< 改定後 > 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	
	○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設） ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等	
	○ 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>
なし



<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

各サービス種別における身体的拘束等に関する規定の有無

○ サービス種別ごとに身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定と、身体的拘束等の適正化のための措置に関する規定の有無が異なる。

		身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定	
		あり	なし
身体的拘束等の適正化のための措置に関する規定 身体拘束廃止未実施減算・	あり	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	なし	(介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 小規模多機能居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 福祉用具貸与 (介護予防) 特定福祉用具販売 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護

各サービス種別における身体的拘束等に関する規定の有無

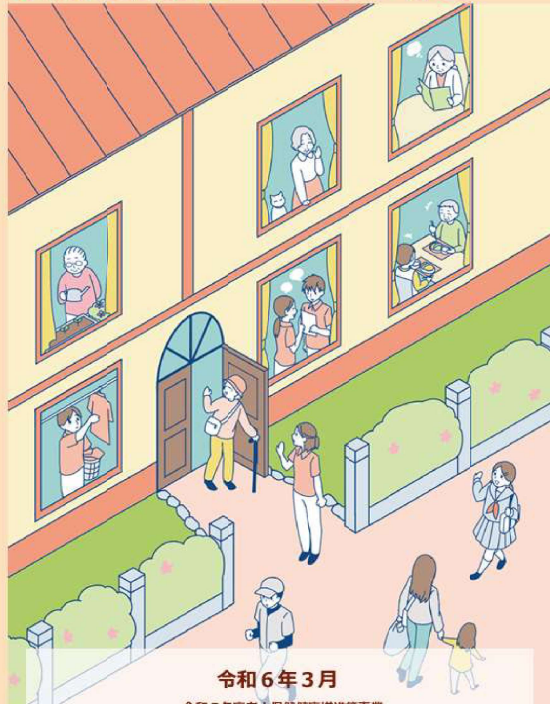
○ サービス種別ごとに身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定と、身体的拘束等の適正化のための措置に関する規定の有無が異なる。

		身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定	
		あり	なし
身体的拘束等の適正化のための措置に関する規定 身体拘束廃止未実施減算・	あり	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (介護予防) 短期入所生活介護 (介護予防) 短期入所療養介護 (介護予防) 小規模多機能居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	
	なし	訪問介護 通所介護 居宅介護支援 介護予防支援 (介護予防) 訪問入浴介護 (介護予防) 訪問看護 (介護予防) 訪問リハビリテーション (介護予防) 居宅療養管理指導 (介護予防) 通所リハビリテーション (介護予防) 福祉用具貸与 (介護予防) 特定福祉用具販売 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護	

R6改定

R6改定

身体拘束廃止・防止の手引き



令和6年3月

身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」です。

身体拘束は、本人の行動を、本人以外の者が制限することであり、当然してはならないことです。

緊急やむを得ない場合であっても、本人以外の者が、本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。

そして、これまで示されてきた「身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為」の11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要です。

1-2. 身体拘束とは

身体拘束とは、「本人の行動の自由を制限すること」です。

身体拘束は、本人の行動を、本人以外の者が制限することであり、当然してはならないことです。

緊急やむを得ない場合であっても、本人以外の者が、本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。

そして、これまで示されてきた「身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為」の11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要です。

身体拘束とは

身体拘束とは「本人の行動の自由を制限すること」である。

（令和3年度 厚生労働省 老人保健健康増進等事業「介護現場における適切なシーティングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業（高齢者の適切なケアとシーティングに関する手引き（追補版）」より一部改変）

「身体的拘束等」とは、介護保険法に基づいた運営基準上、「身体的拘束その他人所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、入所者（利用者）の「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならず、原則として禁止されている。

本手引きにおいては、介護保険法に基づいた運営基準上の「身体的拘束等」と「身体拘束」を同義として用いている。

なお、「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為とされており、本人の居住地自治体に相談・通報が必要である（厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より一部改変）。

身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為(例)

身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為には、次のような行為が挙げられている。しかし、これらは、あくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要である。

- ① 一人歩かないように、車いすやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを網(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにくいように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より抜粋）

人の行動の自由を制限し、
人権を十分に行使し、施設・
廃止・防止に向けた取り組み

市町村・都道府県における

高齢者虐待への対応と養護者支援について

3) 身体的拘束等に対する考え方

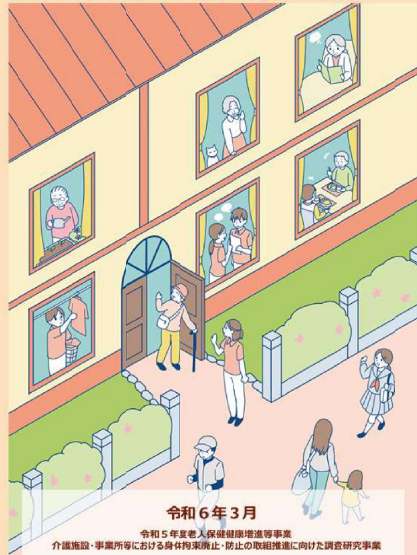
「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体自由を奪う身体的拘束等は、介護保険施設の運営基準により、サービスの提供に当たっては、例外的に入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならないとされており、原則として禁止されています（※1）。

令和5年3月

厚生労働省 老健局

介護施設・事業所等で働く方々への
身体拘束廃止・防止の手引き



令和6年3月

令和5年度老人保健健康増進等事業
介護施設・事業所における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業

※本手引きは「身体拘束防止の手引き」高齢者ケアに関わるすべての人に「を」もとに作成しております

切迫性

本人または他の入所者（利用者）等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

「本人の尊厳を守るため」の
緊急やむを得ない場合
の三つの要件

仮に三つの要件を満たしていても、
適正な手続きを得ていない場合は、
身体拘束にあたる

1

本人・家族、本人にかかわる関係者・関係機関全員での検討

2

緊急やむを得ない場合の三つの要件と照らし合わせた慎重な検討

3

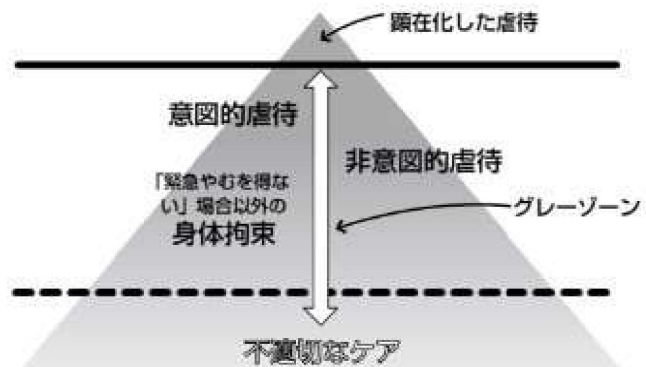
本人や家族に対する詳細な説明

4

三つの要件の再検討および該当しなくなった場合の解除

市町村・都道府県における
高齢者虐待への対応と養護者支援について

❖ 「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図*



介護現場のための高齢者虐待防止教育システム

施設・事業所における

高齢者虐待防止学習テキスト

(平成20年度 老人保健健康増進等事業)

平成21年3月31日

発行所 認知症介護研究・研修仙台センター

2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

ア. 法に基づく対応

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を前述のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものということができます。

また、地域支援事業（包括的支援事業）の一つとして、市町村に対し権利擁護業務の実施が義務付けられています（介護保険法第115条の45）。

こうしたことから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。関係者は、気になる事案を発見した場合には、地域包括支援センターや行政窓口迅速に相談通報を行います。

老推発第0930第1号
平成22年9月30日

都道府県
各 指定都市 高齢者虐待防止担当部（局）長 あて
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第2条第5項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施した上で同条第5項に照らし、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく高齢者虐待に該当すると考えられるところであり、該当するか否かについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

- ・ 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・ 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあつては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らして慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願いいたします。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしくお願いいたします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

田中、櫻井

電 話：03-5253-1111（内線 3869）

直 通：03-3595-2888（夜 間）

各市町地域包括支援センター 一覧(令和6年4月1日現在)

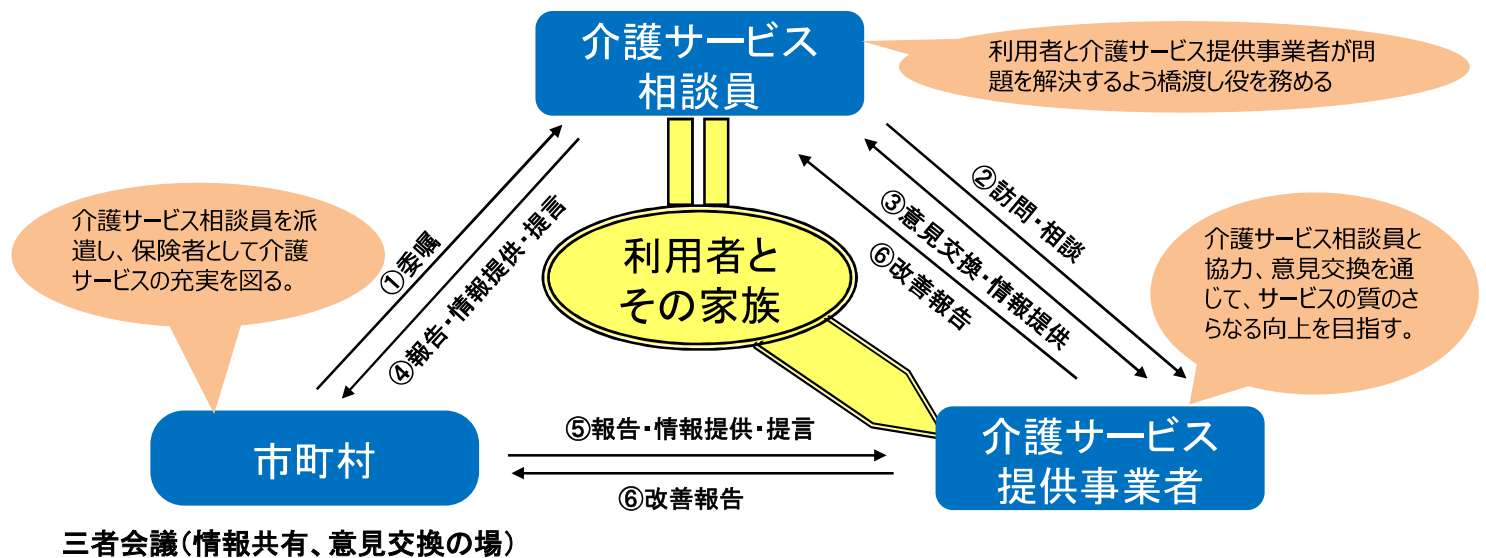
地域包括支援センター 46(直営13、委託33)、サブセンター 1、相談所 1

市町等名	地域包括支援センター名	所在地	電話番号	運営形態	運営主体	担当地域
福井市 13 サブセンター1	福井明倫包括支援センター	福井市木田1丁目3308(うらの家内)	0776-33-5777	委託	(医) 雄久会	豊・木田
	福井あたご包括支援センター	福井市明里町9-20(あたごデイサービス内)	0776-33-6800	委託	(医) 泉水会	足羽・湊
	福井中央北包括支援センター	福井市文京2丁目9-1(松原病院内)	0776-28-7271	委託	(公財) 松原病院	春山・宝永・松本
	福井不死鳥包括支援センター	福井市日之出4-3-12(ふれあい公社内)	0776-20-5683	委託	(公財) 福井市ふれあい公社	順化・日之出・旭
	福井あずま包括支援センター	福井市和田中町舟橋7-1(済生会病院東館内)	0776-28-8511	委託	(福) 恩賜財団済生会支部福井県済生会	和田・円山
	福井大東包括支援センター	福井市丸山町40-7(愛全園3階)	0776-53-4092	委託	(福) 足羽福祉会	啓蒙・岡保・東藤島
	福井九頭竜包括支援センター	福井市高木中央3丁目1701(グループホームふじしま内)	0776-57-0040	委託	(福) 藤島会	中藤島・森田
	福井北包括支援センター	福井市新田塚1丁目42-1(福井総合クリニック内)	0776-25-2510	委託	(一財) 新田塚医療福祉センター	西藤島・河合・明新
	福井みなみ包括支援センター	福井市下荒井町20-6(水谷ビル1階)	0776-43-1316	委託	(福) 一乗谷友愛会	清明・麻生津
	福井社包括支援センター	福井市福1丁目1710	0776-36-1246	委託	(福) 新清会	社南・社北・社西
	福井光包括支援センター	福井市大瀬町23字101(東安居苑2階)	0776-35-0313	委託	(福) 健楽会	日新・東安居・安居・一光・殿下・越廼・清水西・清水東・清水南・清水北
	福井川西包括支援センター	福井市仙町6-4	0776-97-8003	委託	(福) 福聚会	大安寺・国見・鶴・藁・鷹巣・本郷・宮ノ下
	福井東足羽包括支援センター	福井市下六条町217(厚生健康福祉センター内)	0776-41-4135	委託	(医) 厚生会	酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山
	【すいだに相談所】	福井市梶谷町12-9-2	0776-90-3858			
敦賀市 3	敦賀市地域包括支援センター「長寿」	敦賀市中央町2丁目1-1(敦賀市役所内)	0770-22-8181	直営		市内全域
	敦賀市地域包括支援センター「あいあい」	敦賀市東洋町4-1(敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内)	0770-22-7272	委託	(福) 敦賀市社会福祉協議会	北・南・西・松原・西浦・東浦・東郷・中郷・愛発
	敦賀市地域包括支援センター「なごみ」	敦賀市公文名1-6(つるが生協在宅総合センター「和」内)	0770-21-7530	委託	福井県医療生活協同組合	栗野
小浜市 2	小浜市地域包括支援センター	小浜市南川町4-31(小浜市健康管理センター内)	0770-64-6015	直営		小浜・雲浜・西津・内外海・加斗
	小浜市社会福祉協議会地域包括支援センター	小浜市連敷84-3-4(サン・サンホーム小浜内)	0770-56-5855	委託	(福) 小浜市社会福祉協議会	国富・富川・松永・遠敷・今富・口名田・中名田
大野市	大野市地域包括支援センター	大野市天神町1-19(多田記念大野有終会館内)	0779-65-5046	直営		市内全域
勝山市	勝山市地域包括支援センター	勝山市都町1-1-50(福祉健康センターすこやか内)	0779-87-0900	直営		市内全域
鯖江市 5	鯖江市基幹型地域包括支援センター	鯖江市西山町13-1(鯖江市役所内)	0778-53-2265	直営		市内全域
	地域包括支援センターさばえ	鯖江市旭町4丁目4-9(木村病院内)	0778-51-0112	委託	(医) 寿人会	鯖江・新横江
	鯖江市社会福祉協議会 地域包括支援センター神明	鯖江市水落町2丁目30-1(アイアイ鯖江・健康福祉センター内)	0778-51-2840	委託	(福) 鯖江市社会福祉協議会	神明
	鯖江西地域包括支援センター	鯖江市吉江町31-7-1(エレガント・セニール・ガーデン内)	0778-53-2776	委託	(福) 高思会	立待・吉川・豊
	鯖江東地域包括支援センター	鯖江市中野町33-20-1(鯖江ケアセンターみどり荘内)	0778-54-0513	委託	(医) 東山会	中河・片上・北中山・河和田
越前市 6	あいの樹地域包括支援センター	越前市中央二丁目9-40	0778-42-5725	委託	(医) 相木病院	西・神山・白山
	越前市社会福祉協議会 地域包括支援センター	越前市矢船町8-12-1	0778-22-6111	委託	(福) 越前市社会福祉協議会	北日野・北新庄・味真野
	しくら地域包括支援センター	越前市妙法寺町413・414	0778-29-1188	委託	(医) 池慶会	南・王子保・坂口
	地域包括支援センター丹南きらめき	越前市家久町49	0778-22-7776	委託	福井県民生活協同組合	吉野・大虫
	地域包括支援センターいまだて	越前市杉尾町1-24-1	0778-43-1888	委託	(福) 町屋福祉会	粟田部・岡本・南中山・服間
	地域包括支援センター和上苑	越前市瓜生町33-12-2	0778-23-5255	委託	(福) わかたけ共済部	国高・東
あわら市	あわら地域包括支援センター	あわら市市姫三丁目1-1(あわら市役所内)	0776-73-8046	直営		市内全域
坂井市 4	坂井市三国地域包括支援センター	坂井市三国町北本町二丁目6-65	0776-82-1616	委託	(福) 清水新生会	三国町
	坂井市丸岡地域包括支援センター	坂井市丸岡町西瓜屋15-12	0776-68-1130	委託	(福) 双和会	丸岡町
	坂井市春江地域包括支援センター	坂井市春江町江留上昭和119	0776-43-0227	委託	(福) 双和会	春江町
	坂井市坂井地域包括支援センター	坂井市坂井町下新庄18-3-1(坂井市社会福祉協議会内)	0776-67-5000	委託	(福) 坂井市社会福祉協議会	坂井町
永平寺町	永平寺町社会福祉協議会 地域包括支援センター	吉田郡永平寺町松岡春日1-4(永平寺町役場本庁内)	0776-61-6166	委託	(福) 永平寺町社会福祉協議会	町内全域
池田町	池田町地域包括支援センター	今立郡池田町数田5-3-1(池田町総合保健福祉センター内)	0778-44-8008	直営		町内全域
南越前町 2	南越前町地域包括支援センター	南条郡南越前町東大道29-1(南越前町役場内)	0778-47-8009	直営		町内全域
	南越前町社会福祉協議会 地域包括支援センター	南条郡南越前町今庄86-5-2(今庄福祉センター内)	0778-45-1170	委託	(福) 南越前町社会福祉協議会	今庄
	南越前町社会福祉協議会 地域包括支援センター 河野支所	南条郡南越前町甲楽城7-31-1(河野保健福祉センター内)	0778-48-2260	委託	(福) 南越前町社会福祉協議会	河野
越前町 2	越前町地域包括支援センター	丹生郡越前町西田中13-5-1(越前町役場内)	0778-34-8729	直営		町内全域
	地域包括支援センター丹生	丹生郡越前町朝日22-7-1(光道園朝日事業所内)	0778-34-8000	委託	(福) 光道園	町内全域
美浜町	美浜町地域包括支援センター	三方郡美浜町郷市25-25(美浜町役場内)	0770-32-6704	直営		町内全域
高浜町	高浜町地域包括支援センター	大飯郡高浜町和田117-68(保健福祉センター内)	0770-72-6120	直営		町内全域
おおい町	おおい町地域包括支援センター	大飯郡おおい町本郷92-51-1(保健福祉センターなごみ内)	0770-77-2770	直営		町内全域
若狭町	若狭町地域包括支援センター	三方上中郡若狭町市場20-18(若狭町役場内)	0770-62-2702	直営		町内全域

介護サービス相談員派遣等事業の概要

- 市町村に登録された介護サービス相談員（※）が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組
(※) 事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者（市町村が委嘱）
- 介護保険制度における位置付け
 - ・ 地域支援事業の任意事業（介護サービスの質の向上に資する事業）として実施（国の負担割合：38.5%）
 - ・ 介護サービス提供事業者は、市町村が実施する本事業に協力するよう努める義務（努力義務）を規定

介護サービス提供事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第34条第2項（ほか）】



介護サービス相談員派遣等事業の位置付けと改正内容

○ 地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）

別紙 地域支援事業実施要綱

別記4 任意事業 3 事業内容 (3) その他の事業 カ 地域自立生活支援事業

② 介護サービスの質の向上に資する事業

地域で活躍している高齢者や民生委員等（※）が、介護サービス利用者のための相談等に応じるボランティア（介護サービス相談員）として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者と意見交換等（介護サービス相談員派遣等事業）を行う。

（※）近年は「主婦・主夫」「福祉・医療関連職員OB」「会社員・公務員OB」が多い。

○ 介護サービス相談員派遣等事業の実施について

（平成18年5月24日老計発第0524001号厚生労働省老健局計画課長通知）

申出のあったサービス事業所等に介護サービス相談員（介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者）を派遣

利用者の疑問や不満、不安の解消
事業所の介護サービスの質の向上

問題提起・
提案解決型の事業

○ 介護サービス相談員制度の主な改正内容（令和2年）

- (1) 派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加
- (2) 「介護相談員」から「介護サービス相談員」への改称
- (3) 利用者目線の明確化（目的に「利用者の自立した日常生活の実現」を追記）
- (4) 介護サービス相談員に係る研修の整理・充実（介護サービス相談員40時間以上、介護サービス相談員補研修12時間に整理）

※上記の改正に加え、令和2年度より、地域医療介護総合確保基金（介護事業者確保分）による、介護相談員育成に係る研修支援事業も実施。

ちいきのくらし、まもります

高齢者等権利擁護専門相談事業のご案内

高齢者、障がい者の支援に
携わっている方向けの相談窓口です

1 高齢者等権利擁護専門相談窓口

- ・ 地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員など、高齢者の福祉に関係のある方からの高齢者権利擁護の困難事例（虐待など）に関する相談に応じます。
- ・ 高齢者・障がい者の成年後見制度の利用等に関する相談に応じます。
- ・ 相談窓口開設日時： **毎月 第2, 第4火曜日 午後1時～4時**
- ・ 第2火曜日は社会福祉士、第4火曜日は弁護士と社会福祉士が在籍します。
（祝日やお盆、年末年始は休み）

場所： 福井県社会福祉センター（福井市光陽2丁目3-22）

2 高齢者権利擁護対応専門職チームの派遣

- ・ 市町や地域包括支援センターなどからの高齢者権利擁護に関する困難事例の検討・解決に向け、弁護士および社会福祉士による専門職チームを派遣します。
- ・ 個別ケース会議等で、専門的助言を行います。（リモート会議も対応可能です）
- ・ 専門職チームへの謝金・旅費は、事務局（裏面）から支払います。

3 成年後見制度相談支援専門職チームの派遣

- ・ 高齢者、障がい者の成年後見制度利用にかかる困難事例の検討・解決に向け、専門職チーム（弁護士・司法書士・社会福祉士）を派遣します。
- ・ 派遣先：市町・中核機関・地域包括支援センター・基幹相談支援センター 等
- ・ 個別ケース会議や、受任者調整会議等で、専門的助言を行います。（リモート会議も対応可能）
- ・ 受任者調整会議への派遣は、弁護士・司法書士・社会福祉士の派遣を原則とします。
それ以外の事案については、内容に応じて相談者が希望する専門職を派遣します。
- ・ 専門職チームへの謝金・旅費は、事務局（裏面）から支払います。



ご利用方法について

1 高齢者等権利擁護専門相談窓口

相談窓口開設日時に、お越しくださるか、電話でご相談ください。

事前に予約するとスムーズです。その際、ケース概要をお知らせください。

2 高齢者権利擁護対応専門職チームの派遣

派遣希望の2週間前までに下記事務局までご相談ください。

日程調整と併せて、派遣のための申請書類をご提出ください。

派遣後も報告書をご提出ください。

3 成年後見制度相談支援専門職チームの派遣

派遣希望の2週間前までに下記事務局までご相談ください。

日程調整と併せて、派遣のための申請書類をご提出ください。

派遣後も報告書をご提出ください。

事務局（相談窓口、派遣申込先）

社会福祉法人 **福井県社会福祉協議会** 高齢者専門相談窓口

〒910-8516 福井市光陽 2 丁目 3-22 福井県社会福祉センター

TEL0776-25-0294 FAX0776-24-0041

E メール soudan@f-shakyo.or.jp

※ 専門職チーム派遣様式は、本会ホームページに掲載しています。

<https://www.f-shakyo.or.jp/> →検索窓に「専門職チーム」と入力してください。

●協力団体 福井弁護士会

一般社団法人 福井県社会福祉士会

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート福井県支部

